

江戸後期における高田教学の変遷

——真淳の戒律論をめぐって——

栗 原 直 子

はじめに

高田派第十八世円遵（一七四八～一八一九）と第十九世円祥（一七八八～一八三七）が法主を勤めた江戸時代中期から後期は、高田派の宗学が最も盛んな時代であつたとされ、高田教学の全盛時代と言われている。^① 宗学最盛期であるこの時代に最も活躍したといえる学僧が、智慧光院の真淳（一七三六～一八〇七）である。江戸中期から後期にかけて安居を講じた学僧の多くは真淳を師とし、第十九世円祥もまた、第十八世円遵を内典の師としながらも、その他の指南は真淳から受けたと考えられている。^② それだけに、真淳は中期から後期の宗門に非常に大きな影響を与えた人物といえる。

真淳は第十八世円遵の時代、法主円遵と共に、戒律復古運動（以下、復古運動）と呼ばれる、高田派における伝戒相承の事実と戒律の伝持を主張する運動に取り組んだ。真淳の著述の中には、円遵の命によりこの運動に伴って著された『下野伝戒記』と『下野大戒秘要』という姉妹本があり、真淳はこれらの著述において戒律の護持を提唱した。その内容は、戒の持つ倫理的な側面を主張し、念仏者のあり方を示そうとするものであり、真淳の復古運動

に対する姿勢を窺い知ることができる。

この復古運動が後の宗門に与えた影響に関して、小妻隆文氏が以下のように述べている。

自然やがて高田山における中心人物とその運動が一転の時期を劃した。(略)しかしこの時代は先宮及び真淳僧正の遺せる影響感化甚だ強く、宗学発展史上より見れば殆ど前時代の延長であつて、殊更に新しい発展の跡を認むることができない。⁽³⁾

中心人物であつた真淳、円遵が示寂したことにより、復古運動は終わりを遂げることとなるが、当時の二人の影響力があまりに強かつたため、その後の宗門には殊更に新しい発展の跡を認めることができないとされている。そして、復古運動開始から数えると約七〇年の後、ようやく新たな学説が興り、真淳の学説と指導力が遠因となつて、真淳の学系を継ぐ者と、新学説を説く者による、慶応安心惑乱と呼ばれる安心論争の時代へと推移していくとされている。⁽⁴⁾

筆者はこれまで復古運動に関して研究を続ける中で、残された資料を手がかりに、真淳の説く戒律論や行信論を探ってきた。そして戒律の伝持を主張するこの復古運動と、そこにおける真淳の戒律論が、真宗史の中でも特異な特徴を持つていることから、この小妻氏の説に対して、むしろその直後の宗門が果たして前時代、すなわち真淳らの延長などと表現できる様な単純なものであつたのであろうか、という疑問を抱いた。

そこで今回、復古運動後に著されたと考えられる二つの書物に注目した。一つは、真淳の示寂から約十年後、円遵の晩年に、すでに円遵から法主の座を継職していた第十九世円祥が著した『宣教護国論』である。円祥の真俗二諦論が述べられたものとして知られている書物であるが、中には高田派の伝戒に関する記述もあり、円遵や真淳の著述からの引用も見られる。そしてもう一つは、『宣教護国論犀如意』という書物である。この書物は管見の限り、

これまであまり注目されていなかったように思う。今回あえて注目したのは、これが先の『宣教護国論』の講義口録として円祥が著した書物である可能性が出てきたからである。

本論文では『宣教護国論』と『宣教護国論犀如意』を繙き、真淳の戒律論と照らし合わせることによって、特に復古運動の直後に法主を勤めた円祥が真淳の学説をいかに扱っているかを探ると同時に、さらに円祥を手がかりとして、復古運動後の宗門の様子を窺い、慶応安心惑乱へと発展していく江戸後期の高田派の宗学史がどのような流れで展開していくかを探っていきたい。

なお、今回扱う『宣教護国論犀如意』には略字が多く使用されるが、本論で引用する際はすべて新字体に統一することとする。

一、真淳の戒律論

『宣教護国論』と『宣教護国論犀如意』の検討に入る前に、真淳の戒律論がどのような内容であるかを今一度確認しておきたい。

真淳が『下野伝戒記』『下野大戒秘要』の両書で提唱する高田派の伝戒論とは、弥陀の名号を戒体とするところにある。すなわち、『観経』下中品の破戒の罪人が阿弥陀仏によって救われるという文を根拠として、名号所具の名義を聞くことによって破戒の罪人の罪が消えるのは、弥陀の名号が戒体である為であるとされる。⁽⁵⁾そして、

念仏ノ法門、任運ニ戒定慧ヲ具スルコト、明カニ知ルヘシ⁽⁶⁾

念仏ニ任運ト防非止悪ノ戒徳ヲ具足スルコトヲ領会スベキナリ⁽⁷⁾

として、その戒体である名号を称える念仏には戒・定・慧の三学と防非止惡の戒徳がそれぞれ自然に具足していることから、称名念仏はそのまま戒律護持につながるものとするものである。⁽⁸⁾

そもそも真淳が復古運動に取り組んだ背景には、当時の高田派が抱えていた派内の内部的理由が考えられる。それは当時の人々の念仏する姿勢、すなわち念仏者の内面性の問題である。共に復古運動の中心を担った法主円遵は、復古運動に際し、門末に向けていわゆる『慚愧御書』を著して、出家在家関係なく、分に合った慚愧を懷いて称名念仏することを諭している。また、著書『高田沂源論』では、戒律を宗門に認めず、その伝持がないのが宗風の特色であるという考え方は間違いであるとして、風儀を正し、僧侶の行儀を誠める意図で復古運動に取り組む意思が述べられている。一方真淳は『下野伝戒記』において、「難行の甚だしいもの」、「末法は無戒である」などと戒学そのものが未検討のままにされているところに問題の所在があるとしている。⁽⁹⁾この問題に対して真淳は、「慎み」や「慚愧」等の表現によって僧侶のあり方を示し、慎むことの重要性を主張した。⁽¹⁰⁾さらに、戒の持つ倫理的な側面に注目し、戒律の護持を主張することによって、念仏生活を送る傍らの孝順心や、懺悔念仏を重要視した。その上で、孝順心はもちろん、懺悔念仏する心を起こすことさえも難しい凡夫たる自己を自覚し、その様な者も念仏によって救われることを示すと同時に、懺悔念仏すれば救われるからと、あえて悪行をなすことなく、常に未熟な凡夫であると自覚して、その事を常に忘れることなく念仏するよう諭していくのである。

以上の様に、真淳の戒律論とは、名号を戒体とするところに特徴を持ちながらも、戒律の護持という行為そのものよりもむしろ、それがままならない自己を自覚し、日々の念仏においてそのことを忘れないよう諭すところに重点が置かれているといえる。筆者はまさにこの念仏者の内面性の問題にこそ、復古運動に尽力した真淳の真意がある⁽¹¹⁾と考える。

二、『宣教護国論』

(一)『宣教護国論』概説

『宣教護国論』は、円祥が文政元（一八一八）年五月に著した書物で、上下二巻からなる。高田派『御書』第一帖第一通に収められている、第十四世法主堯秀（一五八二—一六六六）の消息を解説したものである。この堯秀の消息は『二諦章』とも呼ばれ、近世高田派における王法為本・真俗二諦の基本的なよりどころとなったものとも見られている。⁽¹³⁾『宣教護国論』には、この消息の解説と共に、筆者である円祥自身の真俗二諦論が述べられている。⁽¹⁴⁾『宣教護国論』の冒頭には、

予不肖、コノ宝訓ヲ披テ殊ニ以テ感スル事アリ。即ツ、シンテコレカ伝ヲ述シ宣教護国論ト名⁽¹⁵⁾

として、円祥が『二諦章』を拝読して感じた所を記述し、その書を『宣教護国論』と名づけたことが記されている。『宣教護国論』が著されたこの年、円祥は自らこの書の講義を行っている。『円祥上人行実』には「わざわざ自身で講義をしたのであった。（略）自分自身の主張も述べたかったに相違ない。講述に際しては史料を蒐め、典拠を探り、用語も懇切に解説しながら、これを敷衍する形式で自分の意見を述べた。（略）この『護国論』こそは、もつとも全力をこめて筆をすすめたものであろう。上人の代表的著作であると云つても差支えはないだろう。」⁽¹⁶⁾とも言われている。また円祥の年譜には、円祥が『宣教護国論』を脱稿した際、前法主である第十八世円遵に呈示し、「些も雌黄を加わるなし」と評価されたことが記されており、『宣教護国論』は先主円遵からも認められた書物であったとされている。⁽¹⁸⁾

本論文では『宣教護国論』の中でも伝戒に関する記述に注目する為、全体的な内容に関しては、小妻氏の研究を

まとめさせていただきたい。¹⁹⁾ 小妻氏は、『宣教護国論』上巻に関して、

『二諦章』の「王法をうやまい、公方をあがめ」の解説に尽きている。(略)「皇帝の政はこれ王法にして、公方の政令は覇者のところばへに似たり」というのが、上巻を通じて一貫している論旨である。(略)一方を立て、一方を棄てるというのではない。両者ともそれぞれの立場があるが故に両者共に尊敬すべきであるという意見である。

とみている。一方、下巻で論及されるのは以下の三つの問題であるとされる。すなわち「一つは他宗他門に関する態度、二つには安心問題、三つには道德について」である。この下巻の安心論については、円祥の青年期までのあいだ西本願寺において起こった三業惑乱を挙げ、「本書の安心論にはこの法乱(三業惑乱)を意識して執筆しているように感じられるところもある」と述べられている。

ところで小妻氏は『宣教護国論』全般について、「この論には和漢の典籍が沢山引用してあるけれども(略)私情を加えず私解を用いず、ただ上人自身が聞信したままを書こうという態度であった。」と述べている。また、その他円祥の著述全般についても、「上人個人の安心というか、法味というか、宗教的な心境をうかがい知るものは少ない」としている。²⁰⁾

(二)『宣教護国論』における伝戒に関する記述

以下、『宣教護国論』の中でも伝戒に関する記述について検討を加えて行きたい。なお、今回使用した『宣教護国論』は、『高田学報』第十八輯所収の『宣教護国論』の写本を活字化したものである。翻刻に使用した底本の奥書から、忍阿による写本であるとされている。²¹⁾

『宣教護国論』下巻には、高田派の伝戒に関して以下のような記述がある。

風ニキク。他派ノ緇流我一宗ノ所立ニ於テ（略）祖師聖人モトヨリ戒品ヲ全フシタマハス。宗派マタ祖意ニ倣フテ伝戒ノ沙汰ナシ。タ、高田ニカキリテアラタニ云スル、ウシロクラキ事ニアラスヤト。⁽²²⁾

これは、高田派に伝戒相承ありとする主張に対する、他派からの批判を挙げたものである。「高田ニカキリテアラタニ云スル」とは、復古運動を指していると考えられる。この批判に対して円祥は、先主円遵の著述『高田沂源論』を挙げて、

祖師ノカツテ戒品ヲ全フシタマハサル事ハ吾家師嗣ノ口訣アルコトニテソノ一斑ハ吾本師輪下沂源論ノ中ニ云云シタマフカ如シ。爾レハ其実円頓菩薩ノ戒体ニ於テハ所謂一得永不失ナル者ニテ祖師終身護持シタマヘリ。

（略）宗派マタ祖意ナラフテ伝戒沙汰ナシナト云ハ是吾シラサルトコロナリ。吾一流ノ上ニ於テハ古ヨリソノ沙汰アリ。⁽²³⁾

と述べ、高田派には古より伝戒の事実があるとしている。さらに伝戒に関する派内の流弊を挙げて、次のように述べている。

伝戒修学ノ兩條ニツヒテ頗ル了簡ノトリチカヘアリ。尤以慨嘆スヘシ。コノ二ツノ内ニ於テ伝戒ノ一條ニハ、全学頭権僧正竹隱真淳伝戒記並ニ秘要ヲ述シ苦口ニ流弊ヲ救極シテソノ戒統ノ由致アルヲ弁（略）ソノツマヒラカナルハ彼書ニユツル。⁽²⁴⁾

ここで注目したいのは、伝戒に関する流弊に対して、真淳の『下野伝戒記』と『下野大戒秘要』⁽²⁵⁾を挙げ、詳細はこれらの書に譲るとしている点である。円祥もまた、高田派には古よりこのような伝戒の事実があるとする立場に立っており、その詳細は真淳の書物に書かれる通りとして、真淳の説がそのまま取り入れられているのである。

三、『宣教護国論犀如意』

(一)『宣教護国論犀如意』概説

『宣教護国論犀如意』は、現在高田短期大学仏教文化研究センターに智慧光院からの寄贈本として著者名不詳で所蔵されている。冒頭には題意が示されており、最後に円祥を指す「真無量御諱文鳳」の文字が記されている。さらに巻末には以下の奥書が書かれている。

此一部謾不_レ許_二繙看_一者幸遇_二恵_一于忍阿師_二得_二拜写_一実ノ盲亀之浮木可_レ喜可_レ重後昆不_レ可_レ有_二忽緒_一者也至嘱々々

天保十二辛丑年閏正月七日 大僧都法印円崇謹写

この奥書から、この書が天保十二（一八四一）年に書写された、円崇による写本であることがわかる。さらに、本来繙き看ることを許されない書物であったが、師忍阿の恩恵によって円崇は拝見、書写することができたのであり、決しておろそかにしてはならないものであることが述べられている。これまで繙き看ることができなかったものが、なぜ公開され、おろそかにしてはならない等と重要視されているのであろうか。

ところで円祥の年譜である『墨化台年譜』⁽²⁶⁾には以下のような記述がある。

文化十五年。戊寅。三十一歳。

(略)

五月。改元文政。

宣教護国論艸成。呈_二覧先主_一。乞_二添竄_一。先主附_レ書云。全篇無_レ加_二些雌黄_一。可_レ謂戒法両脈。得_二其統_一。随喜感

嘆有_レ余。完_二璧之_一。

八月。聚_二闔山緇素_一。講_二五軸卷首訓章_一。即是護国論所_レ述之義也。併草_二護国論犀如意_一。為_二二口録_一。⁽²⁷⁾

これは文化十五年（改元して文政元年）、円祥三十一歳の年の記録である。この記述によると、前述の様に円祥は文政元年五月に『宣教護国論』を著し、まず先主円遵の承認を得た後、同年八月に行った『宣教護国論』の講義に併せて、その口録として『護国論犀如意』を著したと記されている。ここに示される『護国論犀如意』とは、今回取り上げる『宣教護国論犀如意』を指しているであろうか。

そこで、『宣教護国論犀如意』の内容を窺ってみると、巻末には「文政建元戊寅歳八月二十三日開演をみて、九月十四日滿講」と記されている。文政元年の八月は、『墨化台年譜』に書かれる『宣教護国論』の講義の年月と一致している。また文中には「円祥髮齡慨然として大志をいだし」、「これこの度講談の大意（略）ゆめゆめ円祥一人の私意にあらず」等という記述がある。法主の名がこのように敬称もなく書かれているのは、円祥が自身を指しているからであると考えるのが妥当であろう。

以上の理由から、この『宣教護国論犀如意』が、『墨化台年譜』に記される『宣教護国論』の講義に併せて円祥が記した口録『護国論犀如意』であると見て、この書の検討を進めていきたい。

（二）『宣教護国論犀如意』の内容

『宣教護国論犀如意』は、前述の通り、巻頭に題意が述べられ、その後序文、本文と続いている。本文では、段落の頭に短い文章或いは用語を挙げ、様々な経論釈をたとえとして引用しながら、それらの解説が施されている。

『宣教護国論』と照らし合わせてみると、その文章や用語とは、すべて『宣教護国論』から直接引用された文、も

しくは『宣教護国論』の中で使われている用語であり、ここからも『宣教護国論犀如意』が『宣教護国論』の口録としての役割を果たしている様子を窺い知ることができる。

まず『宣教護国論』上巻の解説があり、「宣教護国論下」として引き続き下巻の解説が始まるが、『宣教護国論犀如意』全体からすると、圧倒的に下巻に充てられた頁数の方が多い。また、下巻部分の解説には上巻には見られない特徴が二つみられる。一つには、「予」という一人称が幾度か使用され、円祥の私意が述べられている点である。先に述べた小妻氏の説にもあるように、『宣教護国論』には円祥の私情や私解は用いられず、聞信したままが書かれているが、『宣教護国論犀如意』下巻部分には円祥の私意が記されているのである。このことは、『宣教護国論』の下巻が、講義の中でも最も力を入れて伝えたかった箇所であることを示していると言えるのではなかろうか。またもう一つには、『宣教護国論』で自ら書き記した文を挙げ、その箇所を削除するよう指示する記述が見受けられる点である。この記述にはどのような意図があるのであろうか。

そこで次項からは、特にこの二点に焦点を当てて、円祥の意図を探っていきたいと思う。

四、『宣教護国論犀如意』の検討

(一)『宣教護国論犀如意』における筆削

『宣教護国論犀如意』の下巻部分には、以下のような記述がある。

予カ講録宣教護国論ヲ覧テ当流伝戒ノ儀ヲ弁スル下大戒秘要ノ文ヲ取意シテ云々セルヲ深ク病リ。コレハ愚俗下劣ノ諸機胡椒丸吞ニ心得テ念仏即戒体ノ説を張皇センコトヲ恐ル、故ナリ。爰ヲ以テ予講録ヲ筆削スルコト如左⁽²⁸⁾

『宣教護国論』の中では当流伝戒について述べる際に、真淳の『下野大戒秘要』が引用されているのであるが、ここでは念仏すなわち戒体の説が広がることを恐れるという理由から、その引用を「深く病めり」と述べている。そして、「ここをもつて予、講録を筆削すること左のごとし」として、該当する『宣教護国論』の文章を挙げ、筆削部分に傍点を付して、その箇所を削除するように指示している。講義口録である『宣教護国論犀如意』にこのように記されていることから、円祥が講義に先立って既に書き記した『宣教護国論』の内容を、自ら講義中に筆削するよう口頭で指示したことがわかる。

筆削の対象とその筆削理由は以下の様に記されている。

①下巻ノ末ニ曰、吾一流伝持スル大乘ノ菩薩戒トイフハ、ソノ説ハナハタ容易ナラストイヘトモ、ソノチ、メテアラハストキハ、名号戒体ノ一法、ライツルコトナシ云々

右○下ヨリ云々下六七行念仏戒体ノ論ニ混スル者除之

②問シカラハ一宗ノ伝戒ニオケルヤ、念仏トソノ意同トヤセム。異トヤセム。答同ナルコト前ニ弁スルカ如シ云々

右ノ下一紙半程専ラ上ノ恐ニ混シヤスシ。スヘカラク○下ヨリ筆削スヘシ⁽²⁹⁾

このようにして、傍点を付けた文を削除するよう指示されている。それぞれ①は名号戒体について、②は高田派に伝わる戒と念仏の関係について述べられたものである。各削除理由には、①は「念仏戒体の論に混ざるもの」、②は「上の恐に混じやすし」とある。すなわち、念仏戒体論に混じるもの、或いは混じる可能性のあるものが筆削されたことを示している。この念仏戒体に関しては、先の『宣教護国論』における『下野大戒秘要』の引用を「深く病めり」とした理由にも、「念仏すなわち戒体の説が広がることを恐れるため」として挙げられている。

一方、

右ノ一紙半程ノ末ハカツ又スヘテノ仏法ニ慚愧ノ心ヲ忘レサルカ肝要ナリ云々。専ラ信機ヲ指示シテ弘願ノ一法ニトリツカレシム。是ハ害ナカルヘキ事故不筆削^{③〇}

として、真淳の慚愧心に関する記述は、害がない事として筆削されていない。つまり円祥にとつて、『宣教護国論』から筆削しなければならない問題は、真淳の説の中でも「念仏戒体」^{③1}の説にあることがわかる。

(二)『宣教護国論』における筆削の意図

筆削を指示する記述の前には、名号戒体説に関して円祥の考えが述べられている。

戒律ノ論アリ。名号戒体ノ義秘蔵タルヘク申ス人アリ。(略)私云一宗二宗乗ト宗戒トアリ。乗トハ行ノ義ナリ。今我宗ハマサシク念仏ノ乗ナルヲ直ニ念仏戒ト説ハアシカルヘシ。サレトモ念仏ニ防止ト喜樂トノ二用ヲ備ヘタレハ、念仏ノ一行ハ戒ノ当体トアラハセル余儀ナキコトナリ。今多聞ライムヘシトイヘトモ秘要ステニ現行ノ書ナリ。追□ノ術イカ、ホトコスヘキ。^{③2}

円祥はここで、念仏がそのまま戒であると説かれることを「悪しかるべし」としながらも、念仏に防止と喜樂との二つのはたらきが備わっていることを考えると、念仏が戒の当体であるとあらわされる真淳の名号戒体説は、やむを得ない説であると述べている。

前述の様に、真淳は念仏と戒の関係について、「念仏ニ任運ト防非止惡ノ戒徳ヲ具足スル」として、戒体であるところの名号を称える念仏には、防非止惡の戒徳が任運自然に具足すると考えている。そもそも戒体とは戒の本体であり、防非止惡の効能である。また、戒律を守ることを誓った結果生ずる、戒律を守り続けさせる原動力を指す。

円祥は、この「念仏に防非止惡の戒徳を具足する」とする真淳の説を受けて、念仏のよろこびと、惡を防止するはたらきこそ、戒律を守り続けさせる原動力、すなわち戒体に他ならない、と自分なりに理解し、ここでは敢えて「防非止惡」を「防止と喜樂」に置き換えて表現しているのではないだろうか。このようにして円祥は、真淳の名号戒体説を受けながらも、自ら念仏に備わるはたらきと、戒の持つ特徴を照らし合わせることによって、戒を念仏の一側面として捉えることによって、念仏と戒の関わりに理解を示そうとする姿勢を見せている。

ところが、一旦は「余儀なきこと」としたこの説が、次の文では一転して、すでに書物となつて示され、多くの人々の耳に入ることとは好ましくないと述べられている。ここには円祥のどのような意図があるのであろうか。

そこで先の筆削箇所文に注目してみると、『宣教護国論』における『下野大戒秘要』引用を「深く病めり」とする理由に、「愚俗下劣の諸機、胡椒丸呑みに心得て、念仏すなわち戒体の説を張皇せんことを恐るる」と述べられ、さらに筆削文の削除理由には、「念仏戒体の論に混ざるもの」或いは「上の恐に混じやすし」等、「混ざる」という表現が取られている。円祥は前述のように、自身は独自の解釈によつて念仏の一側面として戒との関わりに理解を示しているが、「愚俗下劣の諸機」が、念仏のはたらきを理解しないままに、真淳の説をまさに「胡椒丸呑み」に受け取ってしまった場合、念仏の持つ一側面としてではなく、念仏＝戒という狭い考えに固定され、執られてしまう恐れがあることを想定し、誤解を避ける為に事前に筆削を行つたと理解できるのではないだろうか。

円祥は筆削を指示した後、「前段の筆削せる、代々左のごとく贅入す」として、筆削箇所を新たな文に差し替えるよう指示している。今回底本とした写本『宣教護国論犀如意』では、

すべて仏法には通別二軌あることなり 乃至 吾が祖たし□□垂戒したまえり

として、最初と最後の文のみ記され、間の文は省略されているが、割り注に「このご贅入の文は護国論下巻、網注

にあり。故に今は略せり」と書かれている。恐らく書写をした円崇によつて書かれたものであろう。そこで『宣教護国論』下巻を見てみると、伝戒に関する記述箇所、筆削対象である念仏戒体に関する文は見られず、「すべて仏法には通別二軌あることなり」から始まり、「吾が祖たしかに垂戒したまへり。受教信者よろしく三思すべし」で締めくくられた割り注が書かれている。最初と最後の文は『宣教護国論犀如意』に記されたものと同じである。この文が筆削後に差し替えられた文とみて間違いないだろう。

新たに差し替えられた文には、仏教に通別の二軌ありとして、以下の様に記されている。

通とは（略）いわゆる制戒と称するものこれなり。（略）ことごと涯分に戒行を奉持せらるることなり。⁽³³⁾

『大無量寿経』を所依とする吾が一宗の教えを「別軌なる者」と位置づけ、仏教全般に共通する通軌とは、制戒であり、分に応じて戒行を守る事であるとして、

頼りたてまつる方より、わざとしたからんことをなし、悪しからんままに行うて、無頼無願の驕児が慈母の恩心にあまゆるごとく心得るは、全体の通軌⁽³⁴⁾ということを知ゆえなり。

と述べ、如来の慈悲に頼つてわざと悪い行いをなすがままに行うことは、仏教の通軌を知らぬが故の行為であると述べている。さらに、

相伝なき他派には、かの不簡破戒罪根深などの師釈を取り違え、開山信機の上のたまうところの金言を、己が勝手のままに瓦礫同然に取り扱うゆえ、ついにはその惑者一人ならず（略）我が門徒と称せん者は、出家はさらなり、在家といえども（略）後生安樂をねがうしるしには、随分力に及ぶほどは仏門の通軌を守るべきことなり。⁽³⁵⁾

等として、伝戒相承のない真宗他派は「不簡破戒罪根深」の師釈を取り違えて、自分の都合のいいように理解して

いるが、高田門徒と称する者は、出家はもちろんのこと、在家であってもできる限り仏門の通軌である戒行を分に
応じて守るべきであると述べられている。また、

悪をなせる人の念仏するは、かねて期したまう誓願なれども、念仏を申しながらことさらに悪つくらんこと冥
慮のほど恐ろしかるべき事なり。薬あり毒を好めと候らんあるべくもそうらわ⁽³⁶⁾ず。

として、念仏する者が悪事をなすことを戒めている。この円祥の主張は、真淳が最も重視し、強く訴えようとした
内容と一致しているといえよう。

おわりに

復古運動の影響によるものか、或いは円祥自身の本意であつたかは確かではないが、少なくとも前時代の復古運
動で提唱された高田派伝戒相承の事実は、円祥の著述にもしつかり受け継がれていることは間違いない。特に著書
『宣教護国論』における伝戒に関する記載では、復古運動の中心人物である真淳の著述『下野伝戒記』『下野大戒
秘要』が挙げられている。

ところが今回、これまであまり注目されなかった『宣教護国論』の講義口録である『宣教護国論犀如意』に注目
したところ、『宣教護国論』における真淳の『下野大戒秘要』からの引用箇所の一部である、名号戒体説に関する
文章だけが、講義中に筆削され、新たな文章に差し替えられていたことがわかった。このことによって、『宣教護
国論』では明確ではなかった、復古運動における真淳の戒律論に対する円祥の見解と、そのような差し替えを行っ
た円祥の意図が浮き彫りとなってきた。それらをまとめると以下の通りである。

円祥は、名号を戒体とする称名念仏はそのまま防非止悪の戒徳を具足した戒律護持につながるとする真淳の名号

戒体説を受けて、「防非止惡」を、自身の解釈によって念仏のはたらきとしての「防止と喜樂」に置き換えることによつて、念仏の持つ一側面としての戒のあり方に理解を示そうとしたと考えられる。しかし『下野大戒秘要』や、それを引用した『宣教護国論』には、念仏と戒が直接的に結びつけられて示されており、円祥は、それらを覽た理解の乏しい者が、真淳の名号戒体説をまさに「胡椒丸呑み」に受け容れた場合、念仏の持つ様々なはたらきを無視して、念仏すなわち戒という狭い考えに執られる恐れがあると考えた。そこでその様な誤解を事前に避ける意図で、講義の場で名号戒体説に関する記述だけを筆削したのであろう。

まだ復古運動からの影響が色濃く残る宗門において、復古運動の産物といえる『下野大戒秘要』に示される真淳の戒律論は、真淳示寂後とはいえ十分な影響力を持つていたであろう。しかし真淳の取つた表現は、ともすれば誤解を招く危険性を孕んだ、極論とも言えるものであつた。復古運動直後の宗門を担う事となつた円祥にとって、それをいかに誤解のないよう処理するかは、重大な問題だつたのではないだろうか。

しかしその一方で、『宣教護国論』は、真淳と共に復古運動に取り組んだ、前法主であり自身の師でもある円遵から認められた書物であつた。一旦は書物に書き記した内容を、あえて口頭で筆削したことには、円祥の迷いや躊躇いがあらわれているのではなからうか。筆削を指示する『宣教護国論犀如意』は前述の通り、その奥書によれば、円祥が『宣教護国論』の講義口録として著した後、なぜか長い間繙き看る事を許されなかつたようである。円祥が講義を行つた年は、真淳はすでに示寂していたが、円遵や真淳の直弟子であつた学僧法定は存命であつた。あくまでも想像の域は出ないが、真淳を認めていた円遵や、法定の手前、真淳の説を否定するかの様な表現を堂々と記した書物を公開するわけにはいかなかつたのではないだろうか。少なくともそこには、先主円遵の後を継ぐ法主としての立場と、前時代の影響をそのまま引き継ぐわけにはいかいという使命を背負つた、円祥の思いと苦心が感じら

れるといえよう。

この様に長く公開が許されなかった『宣教護国論犀如意』を書写し、公開した円崇は、円祥の実子である。書写されたのは円祥示寂後すぐのことであつたし、法定の示寂翌年のことでもあつた。円崇がその様な時期に『宣教護国論犀如意』の公開を望んだことには、どのような意図があつたのであろうか。筆者は、他でもない円崇自身が真淳の戒律論を否定的に見ていた一人であつたからではないかと考える。そうして『宣教護国論犀如意』が世間に公開され、今回の様な筆削の文が公になったことによって、円祥自身は誤解を避ける為に行つたであらう名号戒体説の筆削が、「誤りであるから削つた」、「使つてはならない文章であるから削つた」と捉えられ、後に真淳の学説が否定的に捉えられて、安心惑乱へと展開して行く一つのきっかけとなつたとは考えられないだろうか。

円祥においては誤解を招く一因であつたであらう真淳の名号戒体説であるが、『宣教護国論犀如意』公開後の宗門ではどのように扱われていくのであろう。その点は今後の課題である。

註

- (1) 眞岡慶心著『高田の法流』（転法輪山寿福院、一九九六）
- (2) 『高田学報』第十九輯（円祥上人全集統篇）、二二頁
- (3) 小妻隆文著『円祥上人行実』（高田学会、一九七三）二二九～二三〇頁
- (4) 『円祥上人行実』二〇八、二三〇頁
- (5) 『下野大戒秘要』二〇丁オ～ウ
- (6) 『下野大戒秘要』一九丁オ
- (7) 『下野大戒秘要』一六丁ウ
- (8) 拙論「真淳における戒律と念仏の研究―『下野伝戒記』『下野大戒秘要』を中心として―」（『龍谷大学大学院文学

研究科紀要』第三十集、二〇〇八)

拙論「真淳における念と戒の問題」(『真宗研究』第五十四輯、二〇一〇)

(9) 『下野伝戒記』三丁オ

(10) 拙論「真淳における戒律と念仏の研究」、『下野伝戒記』『下野大戒秘要』を中心として」(『龍谷大学大学院文学

研究科紀要』第三十集、二〇〇八)

(11) 拙論「江戸中期の高田派における復古運動の背景——真淳の懺悔観を通して——」(『高田学報』第九十八輯、二〇一〇)

(12) 「抑、祖師聖人法義ノ趣ハ、世間ニハ王法ヲウヤマヒ公方ヲアガメ国主地頭ノ法度ヲマモリ、公役所当ツフサニ沙

汰ヲイタシ、主君ニ忠節ヲナシ、父母ニ孝行ヲツクスベシ、出世ノ法ニハ諸仏菩薩並ニ諸神等ヲモカロシメズ、他宗他門ヲ誹謗セシムルコトナカレ、サテ当流ノ安心ト云ハ、一心ニ弥陀ヲタノミ、往生ヲ本願ニマカセユメユメウタガフ心ナク命アランカギリハ、ネテモサメテモ油断ナク南無阿弥陀仏ヲトナフベキモノナリ、アナカシコアナカシコ」

(『真宗史料集成』第六卷、七四一頁)

(13) 『真宗史料集成』第六卷、一一一頁

(14) 『高田学報』第十九輯、四一頁

(15) 『宣教護国論』巻上(『高田学報』第十八輯、五二二頁)

(16) 小妻隆文著『円祥上人行実』(高田学会、一九七三)六九〜七〇頁

(17) 雌黄とは、詩文を改ざんしたり、添削したりすることをいう。

(18) 『墨化台年譜』(小妻隆文著『円祥上人行実』)二三頁

(19) 小妻隆文著『円祥上人行実』第一章「宣教護国論を読む」六七〜八九頁

(20) 『円祥上人行実』九三頁

(21) 『高田学報』第十九輯、四〇〜四二頁

(22) 『宣教護国論』巻下(『高田学報』第十八輯、五五四頁)

(23) 『宣教護国論』巻下(『高田学報』第十八輯、五五四頁)

(24) 『宣教護国論』巻下(『高田学報』第十八輯、五五二頁)

(25) 特に『下野大戒秘要』には一家相承の戒体を示すことを目的として、派内のことに関する言及がなされている。

(26) 円祥一代に関して書かれた年譜で、円祥の実子である円禧、円禎、円崇の三人によって造られたものであるため、外部の者が伺い知ることができない一族内のやりとりや、円祥の心境を窺うことができる。さらに、円祥の伝記としては他に適当なものがないことから、円祥を知る上では極めて重要な年譜であるとされている（『高田学報』第十九輯、五〇頁）。

(27) 『円祥上人行実』二三頁（下線、数字は筆者）

(28) 『宣教護国論犀如意』一七丁

(29) 『宣教護国論犀如意』一七丁（原文では傍点を○で表記）

(30) 『宣教護国論犀如意』一七丁

(31) 真淳は著述上で一貫して戒体は名号であると述べるが、円祥はその名号戒体説を「念仏すなわち戒体」「念仏戒体」等と表記している場合が多い。この点にも円祥なりの見解があると考えられるが、今回本論が問題とするのは円祥がこの説を筆削した意図であり、その意味では、円祥が問題とするところはそもそも真淳が提唱する念仏と戒の関係性に対して生じる誤解にあるため、名号もそれを称える念仏も、どちらが戒体であっても問題であったわけである。よって表記の違いに関しては、今回は触れないこととする。

(32) 『宣教護国論犀如意』一六～一七丁（以下□は判読不能の文字）

(33) 『宣教護国論』巻下（『高田学報』第十八輯、三五頁）

(34) 『宣教護国論』巻下（『高田学報』第十八輯、三五頁）

(35) 『宣教護国論』巻下（『高田学報』第十八輯、三五頁）

(36) 『宣教護国論』巻下（『高田学報』第十八輯、三五頁）